

令和3年度
12月追加補正予算(案)その②
事業別概要
(一般会計)

令和3年度12月追加補正予算(案)その②

事業別概要目次 (一般会計)

<u>担当課</u>	<u>項目名</u>	<u>ページ</u>
【健康こども部】		
こども家庭課	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費	… 7

(参考)第11次鳥取市総合計画 体系図兼コード表

まちづくりの目標・方針	政策	基本施策コード	基本施策	
00 計画推進における基本方針		0001	多様化する市民ニーズへ対応するための協働・連携体制の強化	
		0002	時代の変化に即応できる組織体制の構築	
		0003	将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立	
		0004	自治体間の広域的な連携の推進	
01 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち	01 未来を創る人材を育むまちづくり	1101	結婚・出産・子育て支援	
		1102	教育の充実・郷土愛の醸成	
		1103	生涯学習の推進	
	02 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり	1201	安心できる社会保障制度の運営	
		1202	超高齢社会に向けたまちづくりの推進	
		1203	障がいのある人の自立支援	
	03 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	1301	健康づくり・疾病予防・介護予防の推進	
		1302	安全・安心のための保健衛生と医療の推進	
		1303	スポーツ・レクリエーションの振興	
	04 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり	1401	人権擁護の推進と人権意識の醸成	
		1402	男女共同参画社会の形成	
		1403	地域福祉の推進	
		1404	多文化共生のまちづくりの推進	
		1405	協働のまちづくりの推進	
	02 人が行きかい、にぎわいあふれるまち	01 ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり	2101	持続可能な経済成長の実現
			2102	工業の振興
2103			商業とサービス業等の振興	
2104			農林水産業の成長産業化	
02 人が集う交流と連携のまちづくり		2201	ふるさと・いなか回帰の促進	
		2202	滞在型観光の推進	
		2203	シティセールスの推進	
		2204	自治体間連携の推進	
		2205	他都市との交流の推進	
03 文化芸術の薫りあふれるまちづくり		2301	文化芸術によるまちづくりの推進	
		2302	文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成	
04 快適で暮らしやすい生活環境づくり		2401	生活基盤の充実	
		2402	中心市街地の活性化	
		2403	魅力ある中山間地域の振興	
		2404	交通ネットワークの充実	
		2405	地域情報化の推進	
03 豊かな自然と調和して安全・安心に暮らせるまち	01 安全・安心に暮らせるまちづくり	3101	地域防災力の向上	
		3102	防犯・交通安全対策の充実	
		3103	安全・安心な消費生活の確保	
	02 環境にやさしいまちづくり	3201	循環型社会の形成	
3202		環境保全活動の推進		

健001	項目名	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費
------	-----	---------------------

予算書項目	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費	ページ	13
-------	---------------------	-----	----

所属名	健康子ども部 子ども家庭課
-----	------------------

年度	R3
----	----

会計名	
一般会計	
款	民生費
項	児童福祉費
目	児童福祉総務費

(単位：千円)

補正前額	1,559,338
------	-----------

要求額	1,552,917
-----	-----------

総務部長段階査定額	1,552,917
-----------	-----------

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
贈収入	0
その他	0

市長段階査定額	1,552,917
---------	-----------

区分	補正額
国・県支出金	1,552,917
地方債	0
その他	0
一般財源	0
計	1,552,917

行財政改革課処理欄

事業の概要	
【問合せ先】 育成係 0857-30-8239	
【1次総の施策体系】 1101	
【事業の経過及び背景】 コロナ禍で厳しい経済状況が続くなか、令和3年11月19日、国は経済対策の一環として先行して18歳以下の児童への給付策を閣議決定。同年12月14日に追加分の給付方法について提示された。	
【事業の目的及び効果】 18歳以下の児童に対し給付金を支給することで、コロナ禍にあっても未来を担う子どもの健全な育成に寄与する。	
【事業の内容】	
・対象者	18歳以下の児童(平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれ) ※基準日：令和3年9月30日(所得制限あり：扶養人数により変動) ①児童手当受給者(一般) 19,380人(11,480世帯) ②児童手当受給者(公務員) 4,600人(2,600世帯) ③16歳～18歳 6,300人(6,300世帯) ④新生児 720人(720世帯)
・対象者数	31,000人(21,100世帯)
・給付額	児童1人につき10万円(現金)(先行5万円(議決済)・追加5万円)
・給付時期	①令和3年中(2回に分けて分割給付) ②③④令和4年1月下旬から随時
・給付方法	①申請不要：市が保有する児童手当の口座情報を活用し給付(令和3年12月中に先行給付分と追加給付分を分割給付) ②③④申請必要：申請受理後に随時給付(先行給付分と追加給付分を一括給付)
・補助率	国10/10

